

平成 19 年 8 月吉日

県内手話サークル 各位

静岡県手話サークル連絡会
事務局長 津野邊 豪

「静岡県手話サークル連絡会 第 1 回定期総会開催について」（お知らせ）

残暑の候、貴サークルにおかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県手話サークル連絡会も、平成 18 年 3 月に設立総会を開催し、今日まで活動をしてまいりました。この間、事務局として具体的な運営方法や規約案などを話し合いこのたび、第一回定期総会を開催することとなりました。

定期総会の議決権や同意書について、事務局でまとめた方針を添付いたしますので、合わせてお読みいただきご理解、ご了承をお願いいたします。

お忙しいと存じますが、万障繰り合わせの上、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

日 時：平成 19 年 9 月 30 日（日） 13:00～16:15
場 所：静岡市中央福祉センター 3 階 大会議室
内 容：定期総会、グループ別情報交換
備 考：

- ・ 第 1 回定期総会 資料
- ・ 第 1 回定期総会 案内ビラ
- ・ 定期総会についての説明
- ・ 同意書

定期総会についての説明

1. 定期総会の議決権について

9/30(日)に行われる静岡県手話サークル連絡会(以下、県サ連)の第1回定期総会において、議事の報告があります。

議事については様々な審議事項があり、それに対しての議決を行う方法として県サ連事務局でこれまで討議を重ねてきました。

県サ連への加盟条件は、「サークルが地域サ連に加盟していること」という案で考えています。そのため、定期総会での議決についてはサークル単位で行うべきですが、県内の各サークルの代表が集まるのではなく、各地域サ連で代表者を選出した上で定期総会に出席し、議決を行うという代議員^{*}制とした方がより現実的ではないかという結論に至りました。

各地域サ連の代議員の定員数などについては県サ連事務局で討議中ですが、県サ連での定期総会での議決法については代議員制を進めていきたいと思えます。

また、サークル会員も定期総会に参加し、意見や質問をすることは出来ますが、議決権はなく、傍聴者として参加できる方向で進めています。

本来ならば本年度から代議員制による議決を行うべきですが、事務局内での討議に時間がかかり、地域サ連及び各サークルへの周知に時間をとることと、地域サ連からの代議員の選出が間に合わないため、本年度(第1回)は定期総会参加者による議決を行いたいと思えます。

9/30(日)の定期総会で、規約案、活動方針などを参加者から承認していただき、来年度(第2回)の定期総会までに地域サ連の代議員を選出し、代議員による議決を行うことをご了承いただきたいと思えます。

2. 同意書について

「1. 定期総会での議決権について」で説明したとおり、第一回定期総会では出席者による議決をすることに同意するとともに、すべての決定事項に対してサークルとして同意していただくために、同意書を同封いたします。

また、事情により出席できないサークルからも意見や質問も受け付けますので、同意書の下部余白に記入してください。

^{*}だいきーいん【代議員】

政党・労働組合などの大会に、ほかの人々の代表となって出席する人。